

苫小牧市賃貸住宅建設計画認定基準に係る特例措置について次のように設定し、平成27年5月1日から施行する。

平成27年3月31日

苫小牧市長 岩倉博文

#### 苫小牧市賃貸住宅建設計画認定基準に係る特例措置について

苫小牧市賃貸住宅建設計画認定基準（以下「基準」という。）に係る特例措置について、次の各号に掲げる場合とし、これらの場合は、当該各号に定める要件を対象住宅の要件とする。

- (1) 建築工事（外構工事を除く。）に要する経費（原則、住宅部分の建築工事に要する経費のみとする。ただし、住宅部分の建築工事と、店舗、事務所等といった住宅部分以外の建築工事が一体で行われ、それらの部分を明確に分けることができない建築工事の経費の場合は、これらの建築工事の部分の面積を按分して算出する経費とする。）の予定価格が100,000千円以上であり、かつ北海道内に建設業法上の営業所を有する者により施工される場合、基準第6条第2号を除く同条各号の全てを満たすこと。